

令和6年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第4回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和6年8月9日（金）10時00分～14時22分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	伊藤周平 川口俊一 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 鹿児島県内経済情勢報告（令和6年8月、鹿児島財務事務所） 2 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策に関するリーフレット等 3 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表等 4 令和6年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回の鹿児島県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、本日の部会の成立について事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、7名の傍聴の希望と報道機関6社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているとのことですので、こ

これから審議を始めたいと思います。

ただいま事務局から説明がありましたように、本日は傍聴と取材の希望の方がいらっしゃいます。公労使3者がそろって議論を行う場においては公開したいと思いますので、事務局は、傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 川口部会長

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局からの報告等をお願いします。

○ 小城賃金室長

まず、本日お配りした資料について説明いたします。

資料1は、今月更新された鹿児島県内経済情勢報告を付けております。

次の資料2は、中賃の公益委員見解の中で、オの政府に対する要望の中に記載されていた業務改善助成金等に関するものです。

資料3は、業務改善助成金に係る申請及び交付決定の状況です。

令和4年度及び令和5年度の申請件数及び交付決定件数は、令和4年度が1ページから4ページ、令和5年度が5ページから7ページのとおりです。全国の申請件数について、令和4年度、7,264件に対して、令和5年度は19,764件であり、約2.7倍に増加しているのですが、鹿児島県では、令和4年度、76件、令和5年度、182件と増加しているものの、約2.4倍にとどまっております。なお、令和6年度は8ページのとおり、8月6日現在で新規申請が34件と、令和5年度の7月末現在の19件よりは多い状況となっております。

業務改善助成金の利用促進に関する周知につきましては、局長、労働基準部長をはじめとした労働局職員が出席する各種外部会議、労働基準監督署の職員が事業場を訪問する際や各種説明会など事業主等が多数参加する機会を捉えて、リーフレットの配布等により周知及び利用促進勧奨を図っております。

なお、問合せ先としまして、鹿児島働き方改革推進支援センターや業務改善助成金コールセンターが設けられており、申請に係るワンストップサービスに努めておりま

す。

資料の4は、現時点で事務局にて把握している各局の審議決定状況等の情報になります。

私からは以上になりますが、続いて机上配付しております参考資料について森川労働基準部長から説明いたします。

○ 森川労働基準部長

森川でございます。

今回、お手元に参考資料として各種データをまとめたものを添付させていただきました。中賃のほうでも、いわゆる客観的なデータに基づいた審議をするようにということがありますので、そういったことに資するよう事務局で準備をさせていただいたものでございます。

では、1枚おめくりいただきまして、まず1ページ。

こちらは消費者物価指数の対前年上昇率の推移ということでございまして、通常よく用いられる持家の帰属家賃を除く総合を、全国、Cランク、鹿児島市と並べたものでございます。御覧いただいて分かるとおり、Cランク、一番右のところですが、2023年10月から2024年6月の平均が3.5%に対して鹿児島市は2.6%と若干低めになっているという状況がございます。

あまりに鹿児島市が低いなというのがありますので、2ページ、これはCランク、各都市13都市ですが、これを全部並べてみました。一番上が持家の帰属家賃を除く総合なのですが、2番目の食料なども、ほかの12都市に比べてやや伸びが低いということになっているのですが、ただ一方で、上から3番目の生鮮食品ですとか、一番下に交通・通信とあるのですが、困みの中の文書も2個目の丸のところは交通・通信、括弧でガソリン等の自動車整備費を含む分類ということで、ガソリンなどが入っている分類なのですが、こういったいわゆる生活必需品、生鮮食品ですとかガソリンですとか、そういったところだけを見ると、赤字になっているように鹿児島はかなり大きい伸びとなっております、他県と比べてもここは大きくなっているということがございますので、中賃でもありましたが、単純に持ち家の帰属家賃を除く総合というのを見るだけでなく、生活必需品に着目した物価上昇率を見る必要があるのだろうということで、次の3ページに行っていただきまして、これは参考です

が、中賃において、いわゆる頻繁に購入する品目、この物価上昇率を見た資料をそのまま添付しているものでございますが、これを見ると、下の囲みにある44品目を頻繁に購入する品目として、その物価上昇率を取ったもの、表の中の2023年10月から2024年6月の平均が5.4%であったということでございますが、恐らく中賃においてもこの数字をかなり重要視したというのが見てとれるところでございます。

ですので、鹿児島においても、これに準じて何か頻繁に購入するといったものが見つからないかなと考えたところございまして、具体的なここに書いてある食パンですとかあんパンですとか、こういった具体的な品目については全国値のデータしかなくて鹿児島市のデータがないものですから、もうちょっと大ざっぱに見る必要がありますまして推計をいたしました。それが4ページでございます。

鹿児島市における頻繁に購入する品目の物価上昇率ということで、今申し上げたように細かい品目がないものですから、少し大きな、いわゆる大分類、中分類で、頻繁に購入するに準じた、よく消費される分類を12種類選び出しました。12種類は注の下に書いてあります穀類、魚介類などから書籍などの印刷物まで12種類でございます。その12種類の平均をとりますと、一番右、2023年10月から2024年6月の平均は5.4と、中賃で使った数値とほぼ同じになったということでございます。ただ、この12品目の中には光熱・水道という分類が混じっております、これがいわゆる経済産業省が実施しているエネルギー価格の負担軽減策の影響を大きく受けていて、マイナスの伸びとなっています。この負担軽減策がもしなかったらどうなのだろうということを推計を試みたものが真ん中の段、囲みの中の2個目の丸なのですけれども、これが毎月2.3%。これは何かと言いますと、政策効果が小さかった一番直近のデータの2024年6月、この月だけは大きなプラスの伸びとなっていますので、なので、この光熱・水道については、この3年間で大きく上がって下がって上がるということを繰り返しているということなので、この3年の平均をとれば大体の1年の伸びになるのではないかと推計で、これが2.3%だと。そして光熱水道を2.3%と仮定して12品目の平均を取ると、表の真ん中の段ですけども、これが右側の6.0%になります。

また、もう一つ、光熱・水道については、結局、今、かなり大ざっぱな推計をいたしましたけれども、これが大きくもっと伸びているかもしれないし、あるいは伸びてないかもしれない。なかなか分からないところもございましてこれをデータとするのは難しいかなということで、除いて11品目、11種類で平均をとろうということをし

てみると、一番下の段の伸びが6.5%になると。こういった鹿児島における頻繁に購入する品目の物価上昇率が推計されるというところでございます。

ここまでが物価上昇率の話でございますが、次の5ページ以降は、いわゆる3要素の賃金のところに値するものですが、実際に春季賃上げはどうだったのかということで、先日、労働者側委員から第2回専門部会に出された資料をここに載せさせていただきました。そのときの説明もありましたとおり、いわゆる賃上げ率が昨年度よりも大きく増加しているとか、企業規模で見ても300人未満でもかなり高くなっているというところが見てとれるところでございます。

続いて6ページの賃金改定調査結果、これは鹿児島のデータがCランクなので既に御承知のデータということで、一番よく着目されるのが一番下の表、令和5年6月、令和6年6月の引き続き1年間在籍した労働者のみを対象とした集計ということで、昨年度2.7%だったのが3.1%と0.4ポイント増加している状況でございます。

次の7ページは、企業が業績をどう感じているかという、鹿児島県内企業の業況DIで、先日、鹿児島銀行九州経済研究所が発表した県内企業業況調査結果から取ったものがございます。まず、2024年4月から6月を見てみると、これが物価高、人手不足の影響等により、その前の期と比べてかなりマイナスの度合いが増しているということで、ほぼ全ての産業で悪化しているという状況でございます。

続きまして、8ページ、鹿児島県における雇用失業情勢でございます。労働力調査を鹿児島県のホームページからとったデータですけれども、労働力人口比率と完全失業率、これ自体はですね、あまり大きな変化がなく、労働力人口比率は60%前後でほぼ横ばい、完全失業率もほぼ横ばいの状況が続いているということです。

最後に9ページですが、こちらは有効求人倍率となります。九州各県における有効求人倍率の推移ということで、最初に注意を申し上げますと、通常我々が公表している有効求人倍率と少し違って、注に「求人数を実際に就業する都道府県に計上して算出した就業地別有効求人倍率です」と書いてあるのですが、これはどういうことかと申しますと、通常我々が出している有効求人倍率は、求人が提出されたハローワークのある県で全て求人を計上するというをやっていて、例えばなんですけれども、福岡に本社があって鹿児島に支社がある企業があったときに、本当は鹿児島の支社で10人求人をしたいのだけど、ほかの各県の支社も合わせて100人をいっぺんに福岡で求人を出します、福岡の本社で福岡のハローワークに求人を出しますというときに、これ

は全部福岡で100人とカウントされる。いわゆる受理地別というのですが、これがよく一般に我々が公表している有効求人倍率で用いられているのですけれども、今申し上げたように本当はそのうちの10人は鹿児島で働く求人なので、そういうものは鹿児島にカウントしなくてはおかしいというようなことから、一定推計が入るんですが、こちらのほうが実態をつかんでいるのではないかとされている就業地別有効求人倍率を並べております。

ですので、よく見ると分かるのですが、受理地別の求人倍率だと今申し上げたケースがあるので、福岡などは本当は高いのですけれども、この就業地別で見ると福岡というのは相当低くなる、福岡に出されても周りの他県を就業地としている場合は他県のほうにカウントするので低くなるというふうになります。

そういった有効求人倍率を比較すると、鹿児島は福岡を除いてほかの県に比べてやや低い状況にはあるのですけれども、それでも1倍をかなり大きく上回って推移しているということで、やはり人手不足が続いているという状況が見てとれるということでございます。

こういったデータを参考にさせていただいて審議に資することができればと思って準備させていただきました。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について何か御質問等ございませんか。

○ 松枝委員

公益の松枝でございます。

コンパクトにまとめていただき大変ありがとうございました。一つ教えていただきたいのですが、資料の4ページ、頻繁に購入する品目の物価上昇率の推計値の脚注にございます、家計調査において低所得であっても支出を相対的に多く行っているものをピックアップされたというところで、この相対的に多く行っているというところを少し、簡潔で結構ですので、御説明いただければ幸いです。

○ 森川労働基準部長

家計調査において、支出は、当然、低所得と中所得ぐらいを比べると低所得のほうが全体的に家計支出は低いわけですが、全体の家計支出が、ちょっと数字はうろ覚えなので恐縮ですが、6割程度なのですよ。そういった中でも、例えばここに並んでいる穀類を見れば、中所得に比べ低所得が支出している割合が7割ぐらいであると。全支出に比べて相対的に多く、低と中を比べると、要は低所得であってもここは絶対には買わなければいけないものであると。具体的に違うもの、例えば外食という分類がありますけど、外食を見るとこれは30%ぐらいなのですよ。全体の支出が6割程度に落ち込む中、外食だけ3割ぐらい落ち込むということは、外食というのは一般的には所得が少ない世帯というのは外食というのはあまりしないと。あとは酒類とか、そういう嗜好品、ありていと言えは贅沢品のようなもの、こういったものは除かれて、比較的ここに書いたような生活必需品、全体の支出に比べて各分類で見たときに相対的に比率が高いもの、そういったものが選出されているということです。

○ 松枝委員

ありがとうございます。

統計調査で家計調査の中から数字でピックアップされたということですね。

ありがとうございました。

○ 川口部会長

ほかには何か御質問等ございませんか。

○ 伊藤委員

公益委員の伊藤です。

さっきと同じ注のところなのですが、医薬品等となっているのですが、等には窓口負担とかも入っているのですか。

これは単に医薬品だけ、薬局で購入する物、あるいは処方された物なのか、その辺の区別はついているのですか。

○ 森川労働基準部長

ちょっと後でよく見てみますけれども、医薬品等なので、恐らく販売物なのではないかと思います。

○ 伊藤委員

分かりました。

○ 川口部会長

ほかの委員から何か御質問等ございませんか。

よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前々回、8月1日、第2回の本専門部会において、労側が63円の引上げ、960円。そして、前回8月5日、第3回の部会においては、使用者側が35円の引上げ、932円という具体的な引上げ額が労使から提示がなされたところであります。ただ、労使の意見に隔たりがありますので、これ以上の審議は困難だという判断をいたしまして、前回の専門部会を終えたところであります。前回、労使とも、再度、1週間弱時間をかけて、さらには他県の動向等も見極めつつ審議していきたいということで、本日、第4回の部会となりました。

これから先の議論としましては、労使双方がどれだけ歩み寄ることが可能かというところが、論点になっていこうかと考えているところであります。ということで、新たな歩み寄った金額の提示をお願いしたいと考えております。

まず、労側はいかがでしょうか。

○ 白石委員

追加資料がございますので、配布します。

<資料配布>

○ 白石委員

労働者側、白石です。

すいません、追加資料のほうを私のほうから説明しまして、金額のほうは海蔵委員のほうからお願いしたいと思います。

本日の追加資料なのですが、まず、1ページ目を開けてもらいまして、8月7日の日に南日本新聞に掲載されているというところなのですが、外国人の人材定着へ賃金面PRが必須というようなことが、直近のほうで、会議の中でうたわれたというようなことであります。中を見てみますと、外国人人材から選ばれる鹿児島になるために、というようなことで講演がありまして、人材の半数が最低賃金の高い東京や大阪などの5都市に集中していることが、ということの説明と、人柄のよさなどの地域性も大事だが、その前に賃金面にひかれないと選ばれることは少ないというようなことが、南日本新聞に書いてあります。

同様に8月5日の日経新聞におきましては、これと同じような形ですが、地方の外国人材転出の意向が強いというようなことで、地域に残って働きたいという人が半数未満であるというようなことが記事に載っております。

外国人との共生というようなところで見ますと、地方は大都市以上に人口減が深刻で、労働力確保には外国出身者が欠かせないと。企業や住民と連携し、つなぎ止める策に自治体も動いているというようなことが書いてあります。

また、中ほどには、高知県は2024年度、ベトナムから来た人に、3年間働いたら1人当たり30万円を支給するというような施策もとられていると。下段になりますと、賃金水準が高く、求人も多い大都市に外国人材が引き寄せられるというようなことが浮き彫りになっているというようなことが書いてあります。

また、最後には、2027年をめどに技能実習生の制度が変わりまして、1年働けば本人の意向で地域を動けるというようなことが書いてあります。

やはりここを見ても、人材不足という中で外国人に頼らざるを得ない状況が本県もあるかと思いますが、このままでいきますと外国人も、最初は来てもらえるというようなことでありますが、最終的にはまた県外へというようなことも考えられると。なおかつ、外国人の定着へ向けて賃金のPRと書いてありますが、まずはこのPRのと

ころは、外国人ではなくて、地元の鹿児島県内で働いているところの賃上げがまず先だろうというようなことで考えております。

ページをめくってもらいまして、これが厚労省が出しております令和5年度の賃金構造基本統計のところから、前回もこのところから出させてもらいましたが、企業規模5人から9人というようなところで、都道府県の1時間当たりの賃金の低い順に並べてみました。これを見ると、5人から9人は全国で鹿児島が一番低いというような形になります。水色のところがですね、Cランクのところを表しております。

鹿児島の場合は1,023円というようなことで、男女計と最賃と比べると差額が126円しかないというような形になっておりますし、また、下のほうに行きますと、沖縄、長崎だとか同じCランクのところ記載されておりますが、沖縄は最賃に比べて実際雇っている金額が1,303円と、全然比較にならないぐらい高いかなというようなところになります。

これでもう一つ着目してほしいのが、男女計、そして男、女というようなところなのですが、これを見るとやはり鹿児島の場合、男女間の格差があり過ぎるかなと。最賃近傍で働いている人数を見ますと、やはり女性の数が多くて、やはり男女間の格差、昨年度でいえば合計で1,023円ありましたが、男性のほうが1,271円、女性が965円、この男女間が306円もあると。そして山形を見てみますと、男女間のところが175円。同じ賃金の低い順位の1位2位でも、100円以上の差が男女間であると。やはりこのところは、きちんとした女性の働き方、男女平等というようなことで、同一労働同一賃金なども含めて、女性のほうが低い賃金で働いているというようなことが、この表から分かるのではないかなというふうに思っております。

そして、最後にちょっとアンケート用紙みたいな形で載せておりますが、これは今年6月に認定NPO法人キッズドアというところが、2024夏の緊急提言というようなところで載せています。これで、やはり最低賃金と関わりがあるのかなというようなところを載せさせてもらいました。

夏休みを迎えてどう思っているのかというようなところで、子供の夏休み期間、保護者の負担が急増していると、生活費、食費が普段以上に必要となり、十分に食事ができない親子は体調も悪化していると。3番目のほうに年収300万円未満のというような形で書いてありますが、この年収300万円未満の家庭は、家族の健康を維持するための食事也十分にとれていませんと。これらの家庭の子供は、既に健康状態も悪化し

ていると。ここで注目しているのは、年収300万未満と書いておりますが、最低賃金の関係でいきますと、200万円のワーキングプアというところにも届いてないというようなところですよ。一番下のところに昨年1年間、賃金は上昇しておりませんが、また半数以上は非正規雇用で、全国一律で最低賃金を100円以上アップしてくださいというようなことで要請書が出ております。

この詳しいアンケートの内容は、次のページからとなっておりますが、やはり私がびっくりしたのが、小学生、中学生の夏休みの実態というようなところで、6割の保護者が夏休みについて今より短いほうがいいと、また、なくてもいいよというふうに書いてあります。そのなくなっていくというようなところに注目しますと、生活費の増加、そして昼食の準備の手間暇、そして経済的な理由などによるというようなところで、右のページのほうにグラフがありますが、夏休みの短縮や廃止を希望する理由というのは、子供が家にいることで生活費がかかると、また、給食がなく、子供の昼食を準備する手間や時間がないと、子供に夏休みの特別な体験をさせる経済的な余裕がないというようなことが7割ぐらいの家庭であると。

その下のほうを見ていただきたいんですが、物価高騰の影響というような中で、昨年と比べてときにとても厳しくなったという方が8割、やや厳しくなった、これを合すると98%もあります。風邪などにかかりやすい、体重が増えない、身長が伸びないといったような健康問題も発生しているというようなことが書かれております。また、子供が風邪などの病気にかかりやすくなったというようなアンケートもございます。

また、次のページのほうを開けてもらいますと、自由記述というようなところで、衣食住に対してのお金の心配ばかりで脅かされています、いつもお金の心配ばかりですよ、子供が幸せなのか心苦しいというようなことも書いてあります。

次に、物価上昇に賃金がついていかず、電気やガス代も高くなったので、仕事が休みの日などはお風呂をやめたりしているというような現状がアンケートの中で答えられているというようなことになります。

物価高騰の中、やはり年収の低いというようなところが大きなダメージを受けて、このアンケートの中では300万円未満というようなことです。やはり最低賃金の近傍で働く人は一生懸命働いても200万円に達しないというようなことを考えますと、このアンケートに出ている以上のことが今発生しているのではないのかと思われま

あと、この中身を見ていきますと長くなりますので、最後のほうのアンケート調査の結果というようなところで言いますと、やはり回答者の半数以上が40代、そして9割が母子家庭、そして8割が300万円未満、そして貯金のない家庭が38%というようなことも書いてありますし、今、言った中でのまとめみたいなこと書いておりますが、生活や家計の影響も大きく、貯金ができなくなった、エアコンをつけないようにしているという回答がいずれも6割を超え、子供の成長に合わせた洋服などが購入できないというようなことが書いてあります。

やはり最低賃金ということは、当初から私どもも言っておりますが、やはりセーフティーネットだというようなことで、その理由としては、最低賃金の最終的な決定の中で生活保護との比較というようなところが出てきます。やはりセーフティーネットだからこそ、生活保護との比較がなされているのではないのかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、昨日の新聞のお話で、前回、徳島県知事が要請にというような話をしておりましたが、今日の朝のほうにも、昨日、徳島県知事が2回目の要請を行ったということで、徳島労働局に県知事と徳島県議会の10会派、それと徳島県市長会のほうが要請のほうを行っております。その中で、後藤田知事のほうから、今年度の最低賃金改定の審議は、少子高齢化、そしてまた若者の流出、そして隣県との人材確保競争という現状を踏まえて、今後の人材確保に大きな影響を与えることを十分に考慮した議論を行ってくれというようなことで要請をしておりますし、最後に全国平均1,050円程度を目指すようにということで徳島県知事のほうが労働局のほうに要請を行ったということもあります。

やはり、鹿児島県の賃金をどうするかというような大事な話なので、全体の流れも見ながら、また議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 海蔵委員

労側、海蔵です。

部会長から額提示の歩み寄りの姿勢について問われましたので、労側から先に申し上げたいと思います。

当初、労側は63円引き上げて960円を提示させていただいていますが、やはり少しこれに至った経緯も前段御説明申し上げましたが、やはり一番は最賃の近傍で働く労働

者が厳しいと、とりわけ生計費に着目をしていますというようなこと。先ほど労働局から提示いただいた資料でも鹿児島に置き換えて出していただいておりますが、連合総研が出している勤労者短観でも、やはり世帯収入が低い層ほど、1年前に比較して暮らし向きが悪化しているというような客観的なデータも出されております。

そもそも鹿児島の最賃が低いというようなことも含めて、最低限度7%ぐらいの改善は、そこに着目すれば必要というふうに評価をしたということと、連合の2024春闘で最賃に親和性のある雇用形態が加重平均で62.7円になっていますというようなこと。当然、これは組織化された、賃金交渉ができる組織の中にいる労働者の皆さんであって、その他多くの未組織のところはやはり最賃に張りついている方が多いので、ここを引き上げていかないと、格差はますます広がるというようなことを非常に意識しました。

当然、連合として早期に誰もが1,000円ということ達成したいというふうにも考えていますが、ただ、鹿児島の場合、1,000円を超えとなれば100円以上の改善が必要ですので、現実的になかなかインパクトの大きい数字なので、これを2年で達成しようということも考えまして、いわゆる63円は時勢的に最低限ここは必要、正札という意味合いも込めて提示しているの、現時点において63円引き上げることについては堅持をしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労側から追加の資料の説明等と提示額に関する説明です。取りあえず63円を堅持したいという意向を示されております。

今の内容等につきまして何かございますか。よろしいですか。

○ 岩重委員

使側の岩重です。

今、専門部会用に出していただいた労働者側の資料についてちょっとお尋ねしたいことがあります。まず、南日本新聞社さんの記事で、外国人材定着へ云々というくだり、これは今御説明いただいた、白石委員がおっしゃったようにですね、まずはやは

り県民、我々のほうの雇用情勢というのを引き上げてあげないといけません。やはり足りない業界もあるかとは存じますけれども、まずはそういったところの前に、職に就く機会を与え、そして1円でも多く賃金を上げていく。そうやって生活をより高い方向へ、満足いくように向けるというのは、我々の務めだと思っております。その意見には私も賛成です。

また、ページめくりまして、厚労省の令和5年賃金構造基本統計調査、このことについてちょっと分からないところというか、教えていただきたいことがあるんですが、これは労働局にお尋ねしたほうがいいのかもしれませんが、まず、今、鹿児島県の男女差額306円、これは高いという話を今御説明いただきましたけど、ずっと下のほうに目を向けますと、青森が449円、香川は409円、高知は550円、兵庫は569円、そして、下のほう、福岡が569円、栃木が710円、大阪に至っては962円というふうな差があります。どこを基準かといえば、いろいろ見方もありますでしょうが、これからしたらまだ鹿児島の差額は少ないほうだろうなという気はしなくはないんですが、お尋ねしたいことはですね、その中で、代表的というか、奈良でマイナス258円、その下の広島がマイナス116円、長崎がマイナス390円ということで、女性のほうが高くなっているんですね。これは年齢的にはそんなに変わらないと思うのですが、こういう県があるんだなと感心もしましたけれども、職種とか何かそういった地域性とかあるのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労働局か労働か、どちらかお答えをお願いします。

○ 森川労働基準部長

お答えいたします。

まず、表なのですけれども、ここに書いてあるとおり企業規模が5から9人ということで、非常にごくごく小さい企業のデータをとっているということで、実際労働者数もあまり、あまりというか、鹿児島で言えば1万人程度ですかね、比較的少なくなっているんですが、産業別で見たときにこの短時間労働者は特にそうなのですけれど、5から9人で数が少ないと特にその傾向が出るのですが、医療福祉の産業分類が、例

えば小さい、人が少ない歯科医で、短時間で歯科医師を雇っているといった場合に時給5,000円とかいうこともあり得る訳です。一方で、医療事務とか、医療事務は比較的高いですけど、普通の事務員などの場合はそれよりも高くないと。例えば鹿児島で言えば、医療福祉は男性の平均が3,728円、これがものすごく引っ張っていった平均1,271円をつくっていると。一方で、女性の医療福祉の平均が1,077円で、そこが引っ張らないというのがありまして、そういった差が出ていると。

先ほどおっしゃっていただいた逆転している県を見ると、女性側に医療福祉が平均3,000円とか4,000円とかあったりして、少し特定の産業、特に短時間労働者でも収入が高い産業のところがどれくらいいるかによってこの差が出てしまっているのかなと、そういったところを少し念頭に置いてこの表を見る必要があるのかとは思っております。

○ 岩重委員

わかりました。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

前回第2回の時に同じような資料の中で、短時間の労働者の1時間当たりというところは、10人以上全規模計、そして10人から99人、100人から999人、そして1,000人以上というようなところでデータの載せさせてもらっておりますが、やはりの少人数のところを出してなかったというようなところで今回出しまして、その比較の中で、やはり人数が少ないところに対しては男女間の格差があったということで提示させてもらっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。よろしいですかね。

ほかにはございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

ないようでしたら、次に使用者側から金額提示等を含め何かありましたらよろしく
お願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

まず、最低賃金を決める判断材料の一つに、その時々々の経済の状況ですとか景況感
というのがあると思うのですけれども、この専門部会は実質8月1日から始まったと
思うのですけれども、その頃、それからもっと遡れば、中賃の目安小委員会が50円と
いう目安を決めた頃とすると、非常に大きく経済状況が変わってきているなという認
識を持っております。日銀の政策変更で金利が上昇局面というか、金利がある時代にな
りました。これは要するに企業にとっては非常に金利負担が重くなると。地元の銀
行さんも早速金利が上がっているようでございますので、非常に今後が気になるとこ
ろであります。

それから、この金利上げがきっかけと言われているんですけれども、株価の大暴
落。次の日はぐっと上がったりましたけど、また、ぐっと下がるという乱高下が続
いているということで、非常に先行き不透明感が出てきているのかなというような気
がしています。

事務局から本日出していただいた資料、景況感の資料ですね、鹿児島財務事務所、
これも読み込めば悪化です。前回出していただいた九州経済研究所、これも悪化だと思
います。政策投資銀行の景況感も悪化でございました。それから、昨日、民間の信
用調査機関さんが出した7月の企業の倒産状況というのが出ています。全国の倒産件
数、これは対前年、対前月比で非常に大幅に増えてきているということ。それから残
念ながら鹿児島も9件というふうに出ていまして、九州では福岡に次いで2番目の多
さ、件数、負債額ともということで、ちょっと経済環境が気になってきているという
気がしております。

コロナ禍が終わって全体とすればこの審議が始まる最初の頃はですね、緩やかな回
復傾向にあると、その中でこういった数字を出せばというようなイメージだったんで
すけれども、個人消費をはじめとしてですね、それほど景気もよくないのではないかと、

特に地方はその傾向があるのではないかという認識を持つべきだというふうに思っております。

先ほど、労側のほうから苦しい生活者といいますか、労働者の声が出ました。それはもっともだというふうに思いますが、一方で、苦しい事業者もいるということでございます。この最賃というのは、労働者のためのセーフティーネットであるという意見もあろうかと思えますけれども、事業者にとってもですね、事業者は別の救済方法とか、いろいろ経済産業省を中心にあるのかもしれませんが、やはり直結、賃金引き上げ、人件費その他も含めてですけれども、やはり直結するものですから、非常に事業者としては、いかに事業を継続していくか、雇用を守るかというのに非常に四苦八苦している状況であると。苦しい生活者もいるけれども、苦しい事業者もいるという、そこも何とか救済していかなくてははいけない。

もちろん、経営努力をしない方は淘汰されても仕方がないのかなとも思いますがけれども、やはり苦しい真面目な事業者は何とかして支えていきたい。地方においては、いろんな商店とか小規模事業というのは、ある意味インフラでもありますので、そこをやはり、休廃業も含めて、そういったインフラがなくなるというのは地方にとっても残念な話だというふうに思っておりますので、やはりそういったことにも改めて目を向けるべきじゃないのかなと。そういった中でますます不透明感も出てきているので、非常に気になるということです。そういった中で、目安額をはじめ非常に急過ぎるし、大き過ぎるなという感覚を持っているということでもあります。

数字についてですけれども、35円という数字を出しました。これは支払い能力等を見て、パート・アルバイトさん、日商さんの数字から出させていただいたんですけれども、今日も物価上昇の話が出ました。中賃の目安小委員会の考え方も生計費を重視するというようなことのようにございます。そういったようなことも含めてですね。

で、中賃が言っているのは、公益見解では物価は5.0%の上昇を基準としなさいというふうに書いてあります。そういうふうに書いてありますので、そこから見ると45円という数字もあるのかなというふうに考えたところでございます。

今言えるのはそれだけです。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側からの提言、御報告等でした。

今の件について何か御質問等ございませんか。

○ 海蔵委員

今、使用者側から少し考え方を伺わせていただいたんですが、その時々判断要素として今の足下の経済状況をお聞きしているところなんですが、少なくとも株式の乱高下そのものは投資家のマインドがいろいろ入っているので、それは極めて短観的なものだというふうに思っています。

少し法人統計でいきますと、やはり企業の内部留保は過去最高水準で、これは中小にも言えることだというふうに思っています。ただ、少し賃上げできる、できないは二極化をしているというところも、一定あるというふうに思っております。

労側としては、やはり厳しいところに歩調を合わせて引き上げられないというような論調にはしたくないというふうに一番考えているところです。特にその時々という判断をするとすれば、今年の春闘で過去、非常に高い水準で妥結に至っているということも、春闘はもう来年までないので、その時々少し判断材料ということになるのではないかなというふうに思っていますので、少し申し上げました。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

はい、濱上委員。

○ 濱上委員

濱上です。

私どもも、二極化していて、この前も申し上げました、悪いほうに全て合わせろという気はありません。いつも言うんですけど、私ども決して賃金引上げには反対ではありません。絶対にこれは右肩上がりに上げていくべきだというのは常に申し上げております。それこそ、内部留保がいっぱいあって、できるところは積極的に対応してくださいということを申し上げております。この最低賃金というのは、罰則を伴った、強制力を伴った制度でありますので、やはりそこは慎重にきちっと見ていくべきだということも申し上げております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ほかには何かございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

本日の現時点での審議としましては、従来と基本的な考え方はほとんど変わっていらっしやらないという中で、金額面での提示に関しては、労側は従来63円アップということで960円、そして今回使側に歩み寄っていただきました、45円ということで提示をされておるところでございます。

ただ、今のやり取りにもありましたように、なかなかこのままの審議では難しい部分があるかと思えます。ということで、現時点においては平場では1回閉じておいて、公労、あるいは公使の2者協議にここに入っていきたいと考えますけれど、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは2者協議に入りたいと思いますので、傍聴者及び取材関係者の方は、一旦、お手数ですが、退出して控室へ御移動をお願いします。再開する場合には事務局より御案内申し上げます。

〈傍聴者及び取材者退室〉

○ 川口部会長

議事を再開いたします。

ただいま、2者協議を終えたところであります。

まず、使側との2者協議において、金額の検討、あるいはその金額に対する考え方の検討ということで率直な御意見、そういった部分の検討を加えさせていただきます。

他方、労側とも検討を重ねております。歩み寄りの金額が出せないものかということで、そして使側と幾らぐらいで折り合えるかどうかとかも含めて、いろいろな方面から検討を重ねて審議を重ねているところであります。

ただし、なかなか今回、現状として、労使の歩み寄りが非常に難しい部分もございます。

ということで、今日、使側から新しい金額の提示もなされたという中で、なかなか進展、次の展開が見られないということで、ここであと1回ちょっと暫時休憩を取らせていただければなと思います。その後で、もう1回、審議をお互い、2者協議なり、お互いの3者の協議なりを開催する方向に持っていきたいと考えておりますけど、そういった考えでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

ということで、1回ここで暫時休憩を取らせていただきたいと思います。休憩をどの程度取りましょうか。20分、30分、いかがでしょうか。それとも、1時間近く休んで昼からもう1回するのか、それとも2、30分で1回終えるか、どちらでもよろしいかと思えます。

取りあえず、あと1回、今日は詰めたいと公益は考えているところでございます。

事務局よろしいですか、そういった考え、20分、30分という考えでも。例えば、会議をする場所であるとか、そこらあたりも含めて。例えば、こちらの考えでいくと、今12時15分ですから、例えば12時45分に再開をするとか。

○ 小城賃金室長

大丈夫です。対応いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

すいません、大変ですが取りあえず、ここで1回休会としたいと思います。

12時15分から12時45分までちょっとお休みを入れさせていただきたい。

そして12時45分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈休憩〉

○ 川口部会長

皆さん、お疲れさまです。

午前10時から始まりました部会です。それでは、再開いたしたいと思います。

当専門部会はですね、7月22日の第1回専門部会に続いて、8月1日、8月5日、そして本日で4回にわたり審議を重ねてまいりました。

公益委員としましては、全会一致を目標に個別協議等を行いながら各側の御主張をお聞きし、公益委員の意見も労使各側に十分お伝えし、御協力をお願いしてきたつもりでございます。

しかしながら、労働者側は63円アップの960円、使用者側は45円アップの942円という金額を提示、主張されております。数回にわたる交渉は、なかなか調整がつかず困難を極めておりました。というわけで、公益委員としましては、あくまで全会一致の結論を出したいと思っておりましたが、なかなか一致を見るに至らなかったという結論であります。

つきましては、ここで公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、ここで公益委員において協議し、公益委員見解を文章にまとめますので、まとめるために若干お時間を、20分程度休憩を取らせていただきたいと思います。

その後、20分程度した後、再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

〈休憩〉

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

公益委員見解を申し上げたいと思います。お手元の公益委員の見解を読み上げさせていただきます。

公益委員の見解。

令和6年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

1、中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。

2、最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。

3、一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低

賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配慮する必要がある。

4、今年度の目安額は、3要素のうち労働者の生計費を重視したものであり、特に消費者物価については、持家の帰属家賃を除く総合に加え、頻繁に購入する生活必需品を含む支出項目に係る物価上昇も勘案していることから、当専門部会においてもこれに準じて鹿児島県における生活必需品に係る物価上昇率を推計し検証したところ、示された目安額50円は鹿児島県の物価水準において一定程度妥当であると判断した。

5、地域間格差について、今年度示された目安額はAからCランクすべて同額の50円であり、目安どおりの改定となった場合、最高額の東京都に対する鹿児島県における額の比率は前年に比べて大きくなり格差の是正が一定図られるものの、地方にとってはこうした比率による格差是正のみならず、金額差による格差是正が重要であり、上述の物価上昇率の状況等3要素を勘案しつつ、可能な限り金額差の縮小を図るべきであるとの観点から、目安額に6円上乘せすることが妥当であると判断した。

6、これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、56円引上げて、令和6年度の最低賃金を953円としたい。

7、一方で、引上げ額が過去最高となり、3年で100円を大きく超えることとなることから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあるなど厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めることとしたい。

以上です。

以上が公益委員見解でございます。

また、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものは従来どおりとして、効力発生日は法定どおりとなります。

以上、この見解をもって当専門部会の結論としてよろしいかどうか採決をしたいと思います。その前に議事の決め方について事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する、可否同数のときは部会長が決めるとなっております。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

議事の決め方は、事務局から説明があったとおりでございます。

それでは、お諮りいたします。

公益委員見解に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益2名、 労側3名 合計5名)

公益2名、労側3名ということで、合わせて5名ということですよ。

○ 川口部会長

続きまして、公益委員に見解に反対の意見は挙手をお願いします。

(使側3名 合計3名)

反対の意見として使用者側3名、計3名ということでございます。

○ 川口部会長

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員は3名、棄権の委員は0でございます。したがって、賛成多数によりただいまの公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論は本審において私から報告することになります。

部会報告書の作成について、事務局から報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。つきましては、結審時の部会報告書に別紙としてこれを示す資料を添付させていただきたいと思っておりますので、御確認をお願いします。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

結審時の部会報告書に生活保護水準と最低賃金額の比較について、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを別紙として添付したいということですが、これにつきましては皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は報告文の作成準備をお願いします。事務局の報告文作成が完成するまで暫時休会といたします。

〈休憩〉

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

今、手元に事務局がお配りしました報告文があると思います。報告文を読み上げさせていただきます。

令和6年8月9日、鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、川口俊一。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月5日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。また、報告に当たっては別紙2のとおり、平成20年8月6日付、中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申、の考え方にに基づき、最新のデータにより、令和4年10月6日発効の鹿児島県最低賃金、時間額853円は、令和4年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、伊藤周平、川口俊一、松枝千鶴。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩重昌勝、千代森修一、濱上剛一郎。

以上です。

別紙1を御覧ください。

鹿児島県最低賃金。

1、適用する地域。鹿児島県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。

4、前号の労働者に関わる最低賃金額。1時間953円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日。法定どおり。

以上です。

別紙2につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、比較対象者が18歳から19歳の単身世帯者、対象年度は令和4年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。

生活保護に関わる施策との整合性については、上記1の2に掲げる金額の1か月換算額と上記2の3に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかったということでございます。

以上です。

長時間にわたる熱心な御審議、ありがとうございました。本日が最後の部会ですが、まず労使の皆さんから何かございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、事務局から何かございますか。

○ 西野室長補佐

専門部会の結審に伴います本審につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきましたとおり、第3回本審を本日の15時から、場所はこの第2会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、第3回の本審が本日のこの後15時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日が最後の専門部会ですが、事務局から何かございますか。

○ 森川労働基準部長

では私から。

鹿児島県最低賃金の審議に関しまして、7月5日より当局長より改正に係る諮問をさせていただきます。当専門部会設置の上、7月22日に第1回専門部会を開催し、本日まで4回にわたって専門部会を開催いたしまして審議をしていただきました。

今年度も非常に暑い中での開催となりましたけれども、委員の皆様方には業務御多忙中、御出席いただき、また、川口部会長はじめ委員の皆様方には真摯な御審議をしていただきましたことを心より厚く御礼申し上げます。

今回の結論につきましては、全会一致には至りませんでしたけれども、ABC全てのランクで目安額が50円と過去最大の金額が示され、また、本日もたくさんお集まりいただいていますけど、連日たくさん報道されるなど審議に対する注目度が極めて高い中、例年がない、本当に難しい審議だったと思っております。そうした中、公労使それぞれのお立場で多大な御尽力の上で出された結果でありまして、改めまして感謝申し上げる次第でございます。

今後は第3回本審がこの後開催されまして、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き、各委員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

先ほど森川部長の挨拶にもありましたけど、全会一致を目指しましたけど、なかなか全会一致とまではいきませんでした。それでも、審議の内容等は非常に真摯で積極的で、有意義な実りある議論ができたのではないかと考えております。改めて労使の委員の皆様方には感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いいたします。

これをもって第4回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。